

鳥取市中核市移行の調整状況(平成29年11月現在)

平成29年11月16日

1 中核市への移行により所管・移譲する事務

中核市へ移行することにより鳥取市において処理することとなる事務について、分類整理した。専門性が高いなどの理由で、市において処理できない事務については、県への委託等を行う。

(1) 所管・移譲・委託事務項目数 (H29.11.16現在)

【分野別所管・移譲・委託事務項目数】

区分 現行	所管・移譲・委託事務項目数						合計
	民生	保健衛生	環境	都市計画 ・建設	文教行政	その他	
市分							
法令・政省令	625	1,229	247	115	24	64	2,304
県単独事務	0	161	96	0	0	0	257
計	625	1,390	343	115	24	64	2,561
4町分							
法令・政省令	187	1,229	247	0	2	43	1,708
県単独事務	0	161	96	0	0	0	257
計	187	1,390	343	0	2	43	1,965

※法令等の条項数により項目数を整理したもの

※「法令・政省令」には、法令上、中核市・保健所政令市の権能となる事務及び知事権限の条例移譲により、市において実施する事務項目数を記載。

「県単独事務」には、県条例等に規定されている事務のうち市に移譲し、市が条例等に規定して実施する等の事務及び市へ委託する事務項目数を記載。

平成28年11月の取りまとめ 平成29年11月16日現在
2,591事務 ⇒ 2,561事務

<主な増減>

- 原爆被爆者援護事務の減 → 県が引き続き実施
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく指導事務等の減
→ 県が引き続き実施
- 建築基準法に基づく浄化槽設置等に係る事務の増 → 計上漏れの事務を追加
- 食品表示法に基づく立入検査等に係る事務の増 → 計上漏れの事務を追加

(2) 県から市、市から県への事務の委託等

ア 県から市への委託

【県・市の2月議会へ附議予定。現在、県市間で委託項目等を最終確認中。】

- 県東部4町に係る保健所業務等
- 法令や条例に基づかない事務等（療育手帳の交付事務、特定不妊治療費助成金の交付事務等）

イ 市から県への委託

- 衛生環境研究所における検査（感染症発生動向調査事業に係るウイルス・細菌検査等）
- 県費負担教職員研修

【県と市の保健所業務等に関する事務の委託規約について（案）】

○根拠法令 地方自治法 第252条の14

地方公共団体が、他の地方公共団体へ事務の一部を委託するに当たっての委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法などを規定するもので、各団体の議会の議決を経た協議によって締結するもの。

○規約の内容（予定）

区分	内容
委託する事務	東部4町域における保健所業務等など県・市が協議して別に定める事務とする。（協定書の締結を予定）
委託に係る経費負担	県が負担する。
経費の額、交付の時期	県と市が協議して定める。
予算の執行	事務委託に係る収入支出は、市の歳入歳出予算に計上する。

収入の帰属	市に帰属する。
決算処理	市は決算要領を公表、事務の委託に係る決算を県に通知する。
条例制定の措置	市が制定した条例を改正等する際には、予め知事へ通知する。
連絡調整会議	必要に応じて連絡調整会議を開催する。
規約の施行日	平成30年4月1日から施行する。
経過措置	現に県に対して行っている申請等で施行日以降に鳥取市が処理することとなる事務に係るものについては、施行日以降は乙に対して行った申請その他の行為とみなす。

2 体制整備

中核市移行後においては、危機管理等を含め県が行っている業務を移行後も引き続き同様に行えるよう、市の本庁、保健所等の人員を含めた組織体制を構築する。施設については、市の新庁舎ができるまでの間は市有施設及び県の東部庁舎の間借り等で対応する。

(1) 移行後の市の組織・職員体制

- ア 県本庁からの移管・移譲事務等は、市の関連する部署がそれぞれ引き継ぐ。
- イ 東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所の保健所業務は、現在の業務を引き継ぐことを基本に、(仮称)鳥取市保健所を新設して統合する。
- ウ 組織機構及び事務分掌の詳細は、住民サービスの向上及び事務の効率化の観点から検討する。
- エ 中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。以下同じ。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。
- オ 現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制（県から市への職員派遣を含む）を確保する。
- カ 県内他圏域との業務水準に差異が生じないよう県市間の人事交流も含めて検討する。

(2) 施設・設備・備品

ア 保健所施設

鳥取市の中核市移行（平成30年4月）から、鳥取市役所新本庁舎が完成し、(仮称)鳥取市保健所を駅南庁舎に改めて整備する（平成32年3月頃）までの約2年間（暫定期間）は、現在、県の東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所において実施している保健所業務については、暫定施設において、事務を行う。

部門	現行(～H30.3月)	暫定期間(H30.4～H32.3)	本格稼働(H32.4～)
福祉保健部門	東部福祉保健事務所(江津)	さざんか会館 2階	駅南庁舎
生活環境部門	東部生活環境事務所(立川)	県東部庁舎(立川) 4階	

※暫定期間は、県が市へ県東部庁舎（現東部生活環境事務所部分）を無償貸与する。

イ 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所に業務を委託する。

ウ 犬の抑留等施設

県の犬管理所（松並町3丁目）及びその施設内の備品等を市において活用する。

エ 試験・検査備品等

(ア) 大気測定期局、不法投棄監視カメラシステム

現在の観測地において、引き続き市が使用。（県への行政財産使用許可、備品譲渡）

(イ) 検査機器（風向風速計、デジタル粉じん計、大気中微小粒子状物質自動測定器など）

県から市へ譲渡

(ウ) 業務関連備品（医療救護対策支部用備品、看護師養成施設等環境改善用備品）

県から市へ譲渡

(エ) 事務什器（事務机・椅子・ロッカー等）

県から市へ譲渡（県において引き続き使用するものを除く）

(オ) 災害医療、健康危機管理、原子力災害等に対応するための備蓄物品（医薬品を含む）

県から市へ譲渡（県において引き続き使用するものを除く）

オ 情報システムの整備

事務の移管・移譲に伴い使用する各種の情報システムについては、市において整備中であり、

今年度中に県の情報システム等からのデータ引継ぎを行う。

(3) 広域的な緊急時の対応（災害医療・健康危機管理・原発など）

鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県（本庁、倉吉・米子保健所）と連携して、医療救護等の対応にあたる。

3 保健所移行実践検討チームの取組状況について（H29.4～）

(1) 実践研修・訓練の実施状況（H29.8～11）

【福祉保健関係】

WG	実践項目	実施概要
福祉支援	指導監査	老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の指導監査への同行
災害医療対策	会議等への同席	H29年度鳥取空港消火救難総合訓練計画に関する協議
医薬・疾病対策	会議等への同席、医療監視	難病医療相談会の運営、病院立入検査への同行
障がい者支援	会議等への同席、退院請求	措置入院等事例検討、退院請求に伴う請求者面談、委員による家族・本人聞き取りへの同席

【生活環境関係】

WG	実践項目	実施概要
食品衛生	収去	加工食品（総菜）の回収、検査機関への搬入
動物愛護	研修会への参加	外部研修受講、動物愛護責任者研修会への同席
環境衛生	立入調査、現地確認	事業所立入調査への同行、理美容所開設に伴う現地確認への同行
廃棄物対策	会議等への同席、立入調査、医療監視	小学校向け出前説明会への同席、廃棄物処理施設への立入検査への同行、病院廃棄物処理状況検査

※県市間で新たに調整が必要な事項は、特段無し。

(2) 情報共有の検討状況について

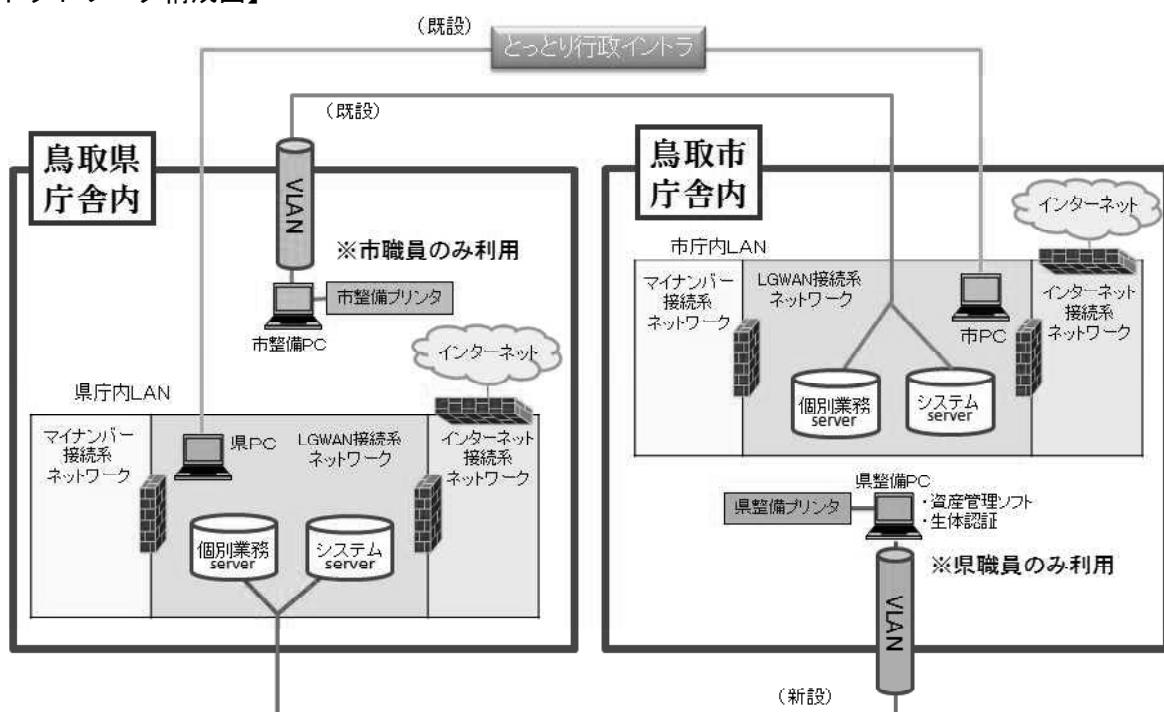
中核市移行に伴い、業務上リアルタイムで県庁・倉吉保健所・米子保健所との情報共有が必要となる県併任職員（県から市への派遣職員）に対して、当面の間、県がパソコン・プリンタを配備し、県庁内の各種データベース等にアクセスできる環境を整備することとした。

※仮想ネットワーク回線（V LAN）の構築や利用する各システムにおける適切なアクセス制御に加え、パソコン端末に生体認証システムを導入して利用者を限定するなど、必要な情報セキュリティ対策を講じる。

○環境整備（LAN、パソコン等整備）範囲の想定

駅南庁舎、さざんか会館、県東部庁舎

【ネットワーク構成図】



4 財政・予算について

(1) 人件費・事務費について

市は、県からの権限移譲、事務の委託に係る経費も含め予算計上する。

県は、市が積算した県からの権限移譲、事務の委託に係る経費を県負担金として市へ支払う。

(金額等最終調整中)

※東部4町域分は全額県が負担

(2) 財産・物品について

災害医療救護対策に必要な備品及び県が使用しなくなる物品（検査備品、事務什器等）については、市へ譲渡する。

(譲渡金額精査中)

(3) 衛生環境研究所検査手数料について

県の入件費単価で1件当たりの検査手数料の単価を設定

(4) 県費負担教職員研修委託料について

県の入件費単価で鳥取市分の研修経費を積算

5 関係機関・各種団体等への広報周知の取組について

(1) 関係機関・各種団体等への説明状況

関係機関・各種団体等の各種会合、イベント等を通じ、鳥取市の中核市移行や保健設置の準備状況、許可申請窓口の変更等についての説明を継続実施している。

○説明状況（H29.9月以降） ※東部4町担当者等への説明を除く

- ・岩美病院メンタルヘルス出前講座（病院職員40名）
- ・（一社）鳥取県八頭建設業協会環境問題研修会（会員47名）
- ・（一社）鳥取県東部建設業協会環境問題研修会（会員61名）
- ・東部不法投棄対策連絡協議会（会員22名）
- ・動物取扱責任者研修会（業者39名）

※その他、HACCP適合施設認定証交付式のあいさつ等で説明

（主な意見・質問等）

ほとんどの会合において質疑や意見等なし。

情報共有、指導に関するフローの作成、登録業者の研修実施について、県・市間で協力して実施して取り組んでいただくよう要望があった。

○今後の実施計画

- ・関係機関・団体の協力のもと、引き続き機会を捉えて説明を行うとともに、機関誌等を活用した広報・周知に努める。

<現時点で予定しているもの>

- ・動物愛護団体主催ベルリンカフェ（会員10名程度）
- ・食品衛生責任者養成講習会（食品衛生責任者等40名程度×4回）
- ・食品衛生責任者定期講習会（食品衛生責任者等60名程度×3回）

(2) 中核市移行に関する広報等の取組みについて

国の中核市指定の閣議決定・政令公布（11月中旬頃）の後、これまでの広報の取組に加え、次の広報等を行うよう計画している。

[鳥取市における広報]

ア パンフレット〔移行直前版〕の作成・配布

中核市移行、保健所の整備、担当窓口などをお知らせするパンフレット〔移行直前版〕を作成し、市役所の窓口に備え付け来訪者へ配布するほか、地域づくり懇談会、関係機関・各種団体等への説明会・意見交換会などで配布・説明。

イ とっとり市報による広報

- ・パンフレット〔移行直前版〕を市報（1月号を予定）に折り込み、市内各戸へ配布
- ・中核市指定に関する特集記事を掲載
- ・毎月掲載の「中核市お知らせコーナー」を移行前まで継続して掲載

ウ ケーブルテレビ、待合モニター（画像放映）等による広報

- ・鳥取市の広報番組（とっとり知らせたい！）で特集番組を放映
- ・中核市誕生をお知らせする特集番組（民放）を計画
- ・市役所本庁舎・駅南庁舎の待合所のモニターを利用し、画像放映による広報を実施

エ 懸垂幕、横断幕等による広報

- ・中核市誕生をお知らせする横断幕及び懸垂幕を設置（→市庁舎）
- ・中核市誕生をお知らせする啓発フラッグを設置（→鳥取駅前等）

オ 市のウェブサイトによる広報

- ・中核市指定～中核市誕生をお知らせ
- ・中核市移行・保健所整備等に関する説明内容を更新
- ・保健所開設に先立ち、新たに「（仮称）鳥取市保健所ホームページ」を立ち上げ、保健所開設のお知らせや、窓口案内等を実施

カ その他の広報

- ・「ポスター」……市役所窓口、事務室、地区公民館、市の施設などに掲示
- ・「ミニのぼり旗」…市役所・金融機関（一部）窓口に設置しているものを中核市誕生版に更新
- ・「ステッカー」……市の公用車へ貼付
- ・「すご！うさぎ」…ロゴを更新・作成し、市の封筒、会議資料、名刺等に貼付

[県・市・4町による広報]

ア パンフレット〔移行直前版〕等の配付等

- ・県でパンフレット〔移行直前版〕を印刷の上、町報（3月号を予定）に折り込んで全戸配布予定
- ・県の各事務所、各町の住民窓口への配架

イ 県及び各町のホームページによる広報

- ・鳥取市の「（仮称）鳥取市保健所ホームページ」のリンク掲載。窓口案内等を実施。

ウ 対象者及び事業者等へのお知らせ（県市連名）

- ・助成等の対象者、許可事業者等へ窓口や手続き等を案内する通知を発送